

## 「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」開催要綱

### 1 目的

本会合は、電気通信サービスがこれまで以上に多様化・複雑化し、従来想定されていなかった電気通信サービスの形態が登場していることや、対応すべき苦情・相談が多様化していることを踏まえ、消費者保護ルールの在り方について、不断の検証・見直しを行うことを目的とする。

### 2 名称

本会合は、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」と称する。

### 3 検討事項

- (1) 消費者保護ルールの中長期的な効果の検証
- (2) IoT サービスをはじめとした新たな電気通信サービスの登場を踏まえた消費者保護ルールの在り方
- (3) 新たな消費者トラブル、社会的課題等への対応策
- (4) その他

### 4 構成及び運営

- (1) 本会合の構成員及びオブザーバーは、別紙1のとおりとする。
- (2) 本会合には、主査及び主査代理を置く。
- (3) 主査は本会合を招集し、主宰する。また、主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本会合を招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があるときは、必要と認める者を本会合の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (5) 主査は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) 構成員は、本会議における情報の取り扱いに関して、別紙2の事項を遵守する。
- (7) その他、本会合の運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

### 5 議事の公開等

- (1) 本会合の議事は、原則として公開する。
- (2) 本会合の会議については、議事概要を作成し、原則として公開する。
- (3) 公開することにより、又はオブザーバーの出席により、当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合は、議事及び議事概要を非公開とし、又はオブザーバーの出席を制限することができる。

### 6 その他

本会合の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課消費者契約適正化推進室がこれを行うものとする。

「消費者保護ルールのあるり方に関する検討会」構成員等

(敬称略)

【構成員】

|        |        |                      |
|--------|--------|----------------------|
| (主査)   | 新美 育文  | 明治大学 名誉教授            |
| (主査代理) | 平野 晋   | 中央大学 国際情報学部 教授・学部長   |
|        | 石田 幸枝  | 公益社団法人全国消費生活相談員協会 参与 |
|        | 北 俊一   | 株式会社野村総合研究所 シニアパートナー |
|        | 木村 たま代 | 主婦連合会 常任幹事           |
|        | 黒坂 達也  | 慶應義塾大学大学院 特任准教授      |
|        | 近藤 則子  | 老テク研究会 事務局長          |
|        | 長田 三紀  | 情報通信消費者ネットワーク        |
|        | 西村 暢史  | 中央大学 法学部 教授          |
|        | 森 亮二   | 英知法律事務所 弁護士          |

【オブザーバー】

公正取引委員会

消費者庁

独立行政法人 国民生活センター

公益社団法人 日本広告審査機構

一般社団法人 電気通信事業者協会

一般社団法人 テレコムサービス協会

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

一般社団法人 全国携帯電話販売代理店協会

電気通信サービス向上推進協議会

## 本会議における情報の取扱いについて

本会議においては、電気通信事業者の経営上の機密情報等の機微な情報を取り扱うため、中立かつ構成な検証を確保する観点から、構成員は下記の事項を遵守するものとする。

### 記

- 1 構成員は、本会議で知り得た非公開情報について、厳に秘密を保持するものとし、総務省の書面による承諾なくして、第三者に開示しないこと。また、構成員を辞した後も同様とすること。
- 2 構成員は、本会議で知り得た非公開情報に基づく活動を行わないこと。

以上